

豊島区犯罪被害者等支援に関する支援施策について（案）

経済的支援（犯罪被害者が豊島区に在住、在勤、在学もしくはご遺族が在住の場合）

項目（金額）	概要
遺族支援金（30 万円）	犯罪被害により亡くなられた方のご遺族に支給
重傷病支援金（10 万円）	犯罪被害により 1 か月以上の加療を要した方に支給
遺族子育て支援金（30 万円）	犯罪被害により亡くなられた方の子の養育者に支給
性犯罪被害者支援金（10 万円）	刑法に規定する不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、不同意わいせつ等致死傷罪（未遂を含む）の被害を受けた方に支給

※経済的支援の申請期限は犯罪行為の発生から 7 年（性犯罪被害者支援金は 12 年）です。

日常生活支援（申請者が犯罪被害発生時および申請時に豊島区在住の場合）

項 目	支援内容(金額は実費の範囲内で上限額まで助成)	
配食サービス	60 食分まで・サービスの提供	
家事等支援サービス	144 時間分まで・サービスの提供	
育児等支援サービス	以下の区既存事業をご利用いただく支援及び自己負担分の助成	
	・育児支援ヘルパー	サービスの提供
	・ファミリーサポート	自己負担分の助成
	・ベビーシッター利用	自己負担分の助成
	・子どもショートステイ	サービスの提供
居住支援費用助成	・転居費用	20 万円
	・居宅清掃費用	20 万円
	・一時宿泊費用	6 泊 6 万円
弁護士費用助成	刑事裁判に被害者参加する場合の費用を助成	20 万円
カウンセリング費用助成	犯罪被害に起因する精神的不調によりカウンセリングを受けたときの費用(移送費含む)を助成	10 万円
性犯罪被害者支援費用助成	性犯罪被害による診察料、処置料及び治療費についての費用助成	5 万円

※日常生活支援の申請期限は犯罪行為の発生を知った日から 2 年（カウンセリング費用は初診から 2 年）です。